

平成28年度第1回北本市自治基本条例審議会 次第

日 時 平成28年8月24日（水）
午後3時から
会 場 市役所会議室3-E

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 会長及び副会長の挨拶
- 7 議事
 - (1) 会議の公開・非公開について
 - (2) 市民参画手続の実施予定及び前年度実績の公表について
 - (3) 協働事業提案制度について
 - (4) 北本市市民公益活動推進計画年度別進行計画について
 - (5) その他
- 8 閉会

平成28年度市民参画手続実施予定一覧

No	市民参画対象施策			市民参画手続			担当名	課
	施策名	内容	該当条項	方法	内容	実施予定		
1	第五次北本市男女行動計画(男女共同参画プラン)(案)	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法及び北本市男女共同参画推進条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定める。	1号	附属機関等の開催	北本市男女共同参画審議会の開催	H28.8～	人権推進・男女共同参画担当	企画課
2	第五次北本市男女行動計画(男女共同参画プラン)(案)	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法及び北本市男女共同参画推進条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定める。	1号	アンケートの実施	北本市男女共同参画に関する意識・実態調査の実施	H28.9	人権推進・男女共同参画担当	
3	北本市公共施設等総合管理計画(案)	市が所有する公共施設等の現状や課題を整理し、将来のあり方に関する基本的な方針を定め、総合的かつ計画的な管理を行っていくため、公共施設等管理計画を策定する。	1号	アンケートの実施	市民の公共施設等に対するニーズや意向に関する調査の実施	H28.11～ H29.1	資産管理担当	契約管財課
4	北本市地域防災計画(案)	災害対策基本法第42条の規定に基づき、北本市の地域にかかる防災について、市民の生命、身体及び財産を保護するため、埼玉県地域防災計画の修正に併せ、北本市地域防災計画の修正を行う。	1号	附属機関等の開催	北本市防災会議の開催	H28.5～(2回)	危機管理・消防防災担当	くらし安全課
5	北本市一般廃棄物処理基本計画(第4次計画)	市町村におけるごみ処理事業の最上位計画であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めるため、北本市一般廃棄物処理基本計画(第4次計画)を策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市廃棄物減量等推進審議会の開催	H28.4 (1回)	廃棄物・リサイクル担当	環境課
6	容器包装プラスチック類の回収に係る施策	県内自治体と比較しても回収数が少なく、また市民から回数数の増加の強い要望が出ていることから、容器包装プラスチック類の回収数を拡大するために、企画実践される予定の施策	5号	アンケートの実施	容器包装類の収集回数についてアンケートを実施	H28.6.25～ H28.7.22	廃棄物・リサイクル担当	
7	第三次北本市障害者福祉計画(案)	「障害者基本法第11条第3項に基づく第三次北本市障害者福祉計画を策定するにあたり、広く市民や関係者の意見を求め、障害者のニーズに即した総合的な計画とするもの。	1号	附属機関等の開催	第三次北本市障害者福祉計画策定委員会の開催	H28.5～H29.3 (5回)	相談支援担当	障がい

平成28年度市民参画手続実施予定一覧

No	市民参画対象施策			市民参画手続			担当名	課
	施策名	内容	該当条項	方法	内容	実施予定		
8	第三次北本市障害者福祉計画(案)	「障害者基本法第11条第3項に基づく第三次北本市障害者福祉計画を策定するにあたり、広く市民や関係者の意見を求め、障害者のニーズに即した総合的な計画とするもの。	1号	アンケートの実施	第三次北本市障害者福祉計画策定のための障害者実態調査の実施	H28.6~H28.7 (1回)	相談支援担当	福祉課
9	北本市高齢者福祉計画2018・第7期介護保険事業計画(案)	高齢者施策の基本的な考え方や取組を総合的かつ体系的に示し、高齢者福祉並びに介護保険事業のめざすべき方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を目的として、平成30年度を初年度とする計画期間3年間の計画を策定する。	1号	アンケートの実施	北本市高齢者等実態調査の実施	H29.1.10~ H29.1.31	高齢者福祉担当	高齢介護課

平成27年度市民参画手続実績一覧

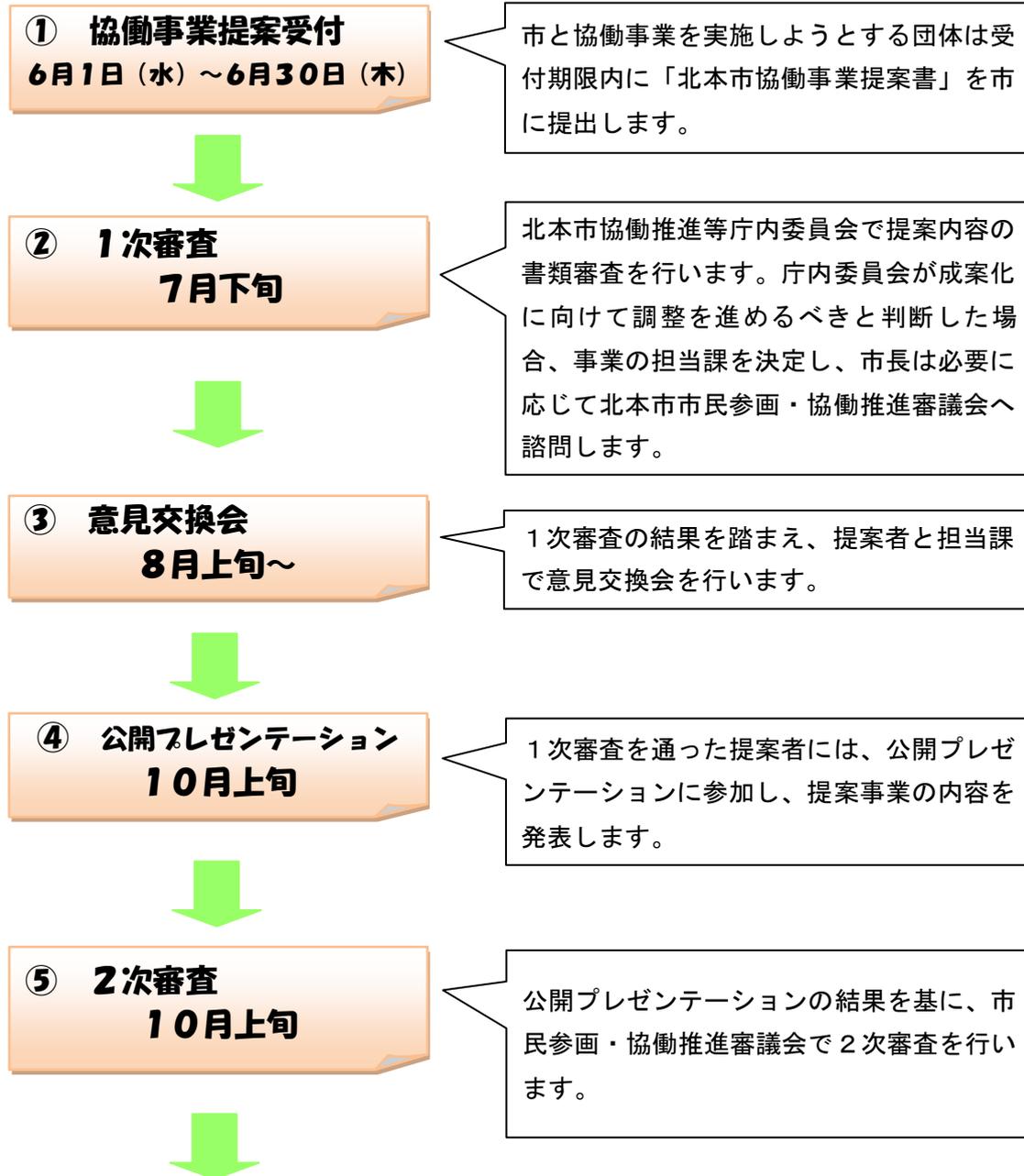
No	市民参画対象施策			市民参画手続			策定状況	担当名 (旧担当名)	課 (旧担当課名)
	施策名	内容	該当条項	方法	内容	実施日 期間			
1	第五次北本市総合振興計画(案)	総合的かつ計画的な市政運営を図るため、北本市自治基本条例に基づき、第五次北本市総合振興計画基本構想及び基本計画を策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市総合振興計画審議会の開催	H27.8~H28.2 (9回)	未策定	企画統計担当 (政策推進担当)	企画課 (政策推進課)
2	第五次北本市総合振興計画(案)	総合的かつ計画的な市政運営を図るため、北本市自治基本条例に基づき、第五次北本市総合振興計画基本構想及び基本計画を策定する。	1号	アンケートの実施	北本市まちづくり市民アンケート(次期総振の施策・基本事業に設定した成果指標の現状値把握)の実施	H27.11.9~ 11.30	未策定	企画統計担当 (政策推進担当)	
3	第五次北本市総合振興計画(案)	総合的かつ計画的な市政運営を図るため、北本市自治基本条例に基づき、第五次北本市総合振興計画基本構想及び基本計画を策定する。	1号	市民説明会の開催	基本計画(案)の概要について市民説明会の開催	H27.11.23	未策定	企画統計担当 (政策推進担当)	
4	北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン	地域経済の発展及びまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立をめざし、将来にわたって活力ある豊かな地域社会を持続させていくため北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンを策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議の開催	H28.1~H28.3 (3回)	策定済	企画統計担当 (政策推進担当)	
5	第二次北本市環境基本計画(案)	北本市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第二次北本市環境基本計画を策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市環境審議会の開催	H27.4~H28.1 (5回)	未策定	環境政策・衛生担当	環境課 (くらし安全課)
6	第二次北本市環境基本計画(案)	北本市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第二次北本市環境基本計画を策定する。	1号	アンケートの実施	環境に対する考え方や取り組み状況についての意識調査の実施	H27.6.16~ H27.6.30	未策定	環境政策・衛生担当	
7	北本市一般廃棄物処理基本計画(第4次計画)	市町村におけるごみ処理事業の最上位計画であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めるため、北本市一般廃棄物処理基本計画(第4次計画)を策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市廃棄物減量等推進審議会の開催	H28.1.~H28.2 (2回)	未策定	廃棄物・リサイクル担当	
8	公立保育所の再編に関する基本方針	人口構造や社会情勢の変化に対応し、老朽化した公立保育所の整備のため、公立保育所の再編に関する基本方針を定める。	1号	附属機関等の開催	北本市子ども・子育て会議	H27.7~H27.10 (5回)	策定済	保育担当	こども課

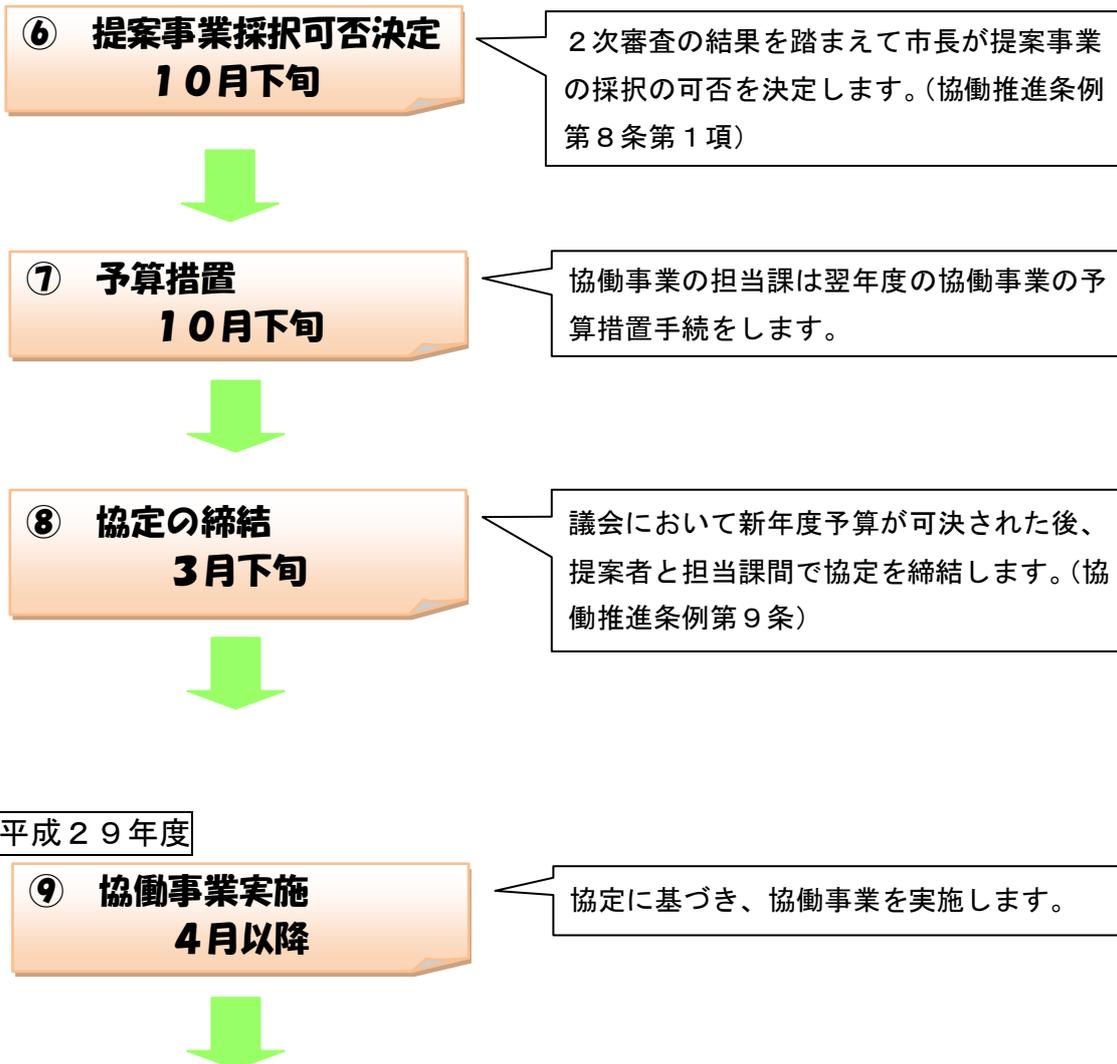
平成27年度市民参画手続実績一覧

No	市民参画対象施策			市民参画手続			策定状況	担当名 (旧担当名)	課 (旧担当課名)
	施策名	内容	該当条項	方法	内容	実施日 期間			
9	北本市歯科口腔保健の推進に関する条例	歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯科口腔保健に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するために、本市の歯科口腔保健に関する基本理念、市等の責務、施策の基本的な事項等を定める。	2号	附属機関等の開催	北本市健康・体力づくり市民会議の開催	H27.10.9	策定済	保健予防・業務担当	健康づくり課
10	北本市緑の基本計画の改訂	都市緑地法に基づき、北本市において緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を改訂する。	1号	附属機関等の開催	北本市緑の基本計画改訂検討委員会の開催	H27.7~H28.1 (4回)	未策定	公園担当 (公園緑地担当)	都市計画課

平成 28 年度北本市協働事業提案制度実施スケジュール

平成 28 年度





平成27年度に実施した協働事業一覧

	事業名	提案者	事業概要と目的	事業実施期間	事業費 (円)	市経費負担額 (円)	事業の成果	担当課
1	地域で安心 見守り ネット	特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ てとて	高齢者単独世帯・高齢者夫婦のみ世帯、その他障がい者世帯など見守りの必要な人に対して週に1回から2回定期的に訪問し、20分程度の滞在中に会話をする。依頼された必要な簡単な生活支援を行うことで、孤立している人がつながるためのツールとして機能することで、北本市における社会資源のひとつとなることを目指す。また、利用者の希望により、訪問時の利用者の様子をメールまたは電話で家族に報告する。安否確認のスタッフを募り、元気なシニアの地域貢献できる役割をつくり、同じ地域に住む人同士のつながり、まちづくりにつなげる。	H27.6.1～ H28.3.31	6,005	0	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用及び問合せ一なし ・スタッフとして働くことを希望する元気なシニアが活動に参加 ・サービスの申し込みはなかったが広報としての効果があった 	高齢介護課
2	スポーツ現場から生まれたロコモ予防の カラダメンテナンス塾	走尾 千恵美	団塊世代の男女、人の役に立ちたい人を対象にメンテナンス講座を実施する。当事者自身でなければ共有できない老年期の悩みに関し、予防出来るところはシニアたち自らの力で解決していくための情報提供と活動の場を新設する。当事者自身が、自らの足腰の痛みを予防できるメンテナンススキルを身につけ、お互いにもしくは家族や知人などの大切な人のサポートを行うことで、地域全体の一次予防効果が期待できる。また、受講者が実生活でメンテナンスを実施した結果、改善できた症例や見えてきた問題を共有するための場を定期的に設ける。継続してスキルアップを図りつつ社会貢献につなげていく、市民による成長型予防活動拠点を確立する。	H27.6.11～ H27.6.25 (全3回)	4,000	0	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者数→1名 ・「身体が軽く、歩きやすくなる。妻に貼ってあげたい」との話が受講者からあった。 ・受講料(1人=4,000円)が高額だったことが、要因と考えられる 	健康づくり課

計画の推進体制〔北本市市民公益活動推進計画（抜粋）〕

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

当計画は、中期的な展望にたち、市民公益活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るためのものであり、多岐にわたる施策が含まれています。

これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における推進体制を整備するとともに、北本市自治基本条例審議会と緊密に連携して計画の推進を担保します。

(1) 庁内推進体制

北本市協働推進等庁内委員会において、当計画に基づく市民公益活動推進施策について検討・調整を行い、年度ごとに推進事業案を作成し、市長を本部長とする「北本市自治基本条例推進本部」において、年度ごとの推進事業を確定し、全庁的な体制で推進事業に取り組みます。

(2) 北本市自治基本条例審議会

『北本市自治基本条例』第26条第2項第3号の規定に基づき、当計画の進捗状況を含め、市民公益活動支援施策の推進状況について審議し、施策についての提言等を行います。

2 計画の進行管理

年度当初に策定した推進事業について、その翌年度に事務事業評価を実施し、年次報告を作成することにより進行管理を行います。

年次報告は、ホームページ等での公表を通じ、市議会や北本市自治基本条例審議会をはじめ、広く市民の意見や提言を求めながら、施策の適切な立案と進行管理を行います。

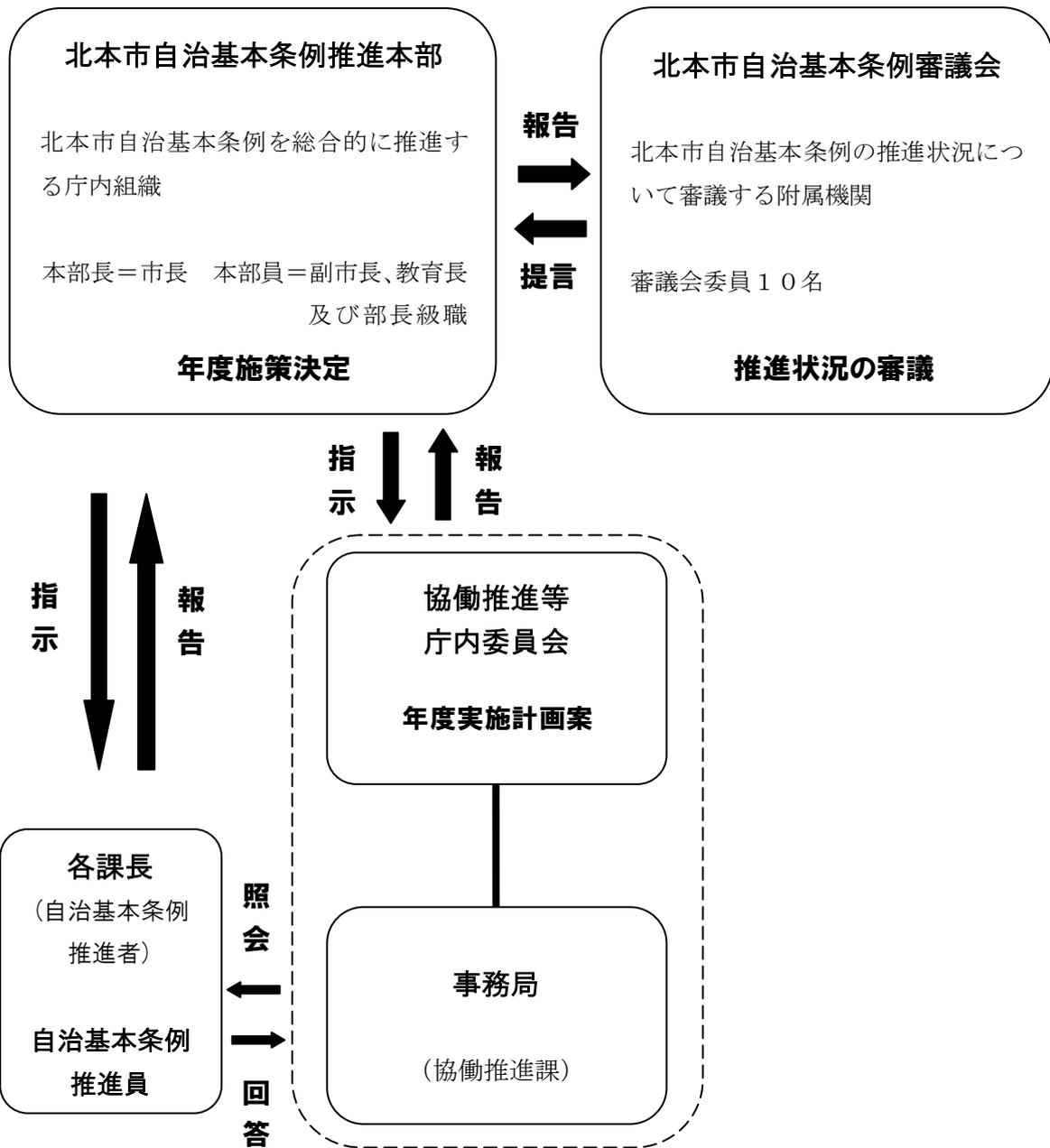
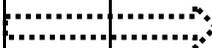


図7 市民公益活動推進計画の推進体制

1 市民公益活動の普及・啓発										
推進施策		内 容	施策の実施状況	進捗状況					推進課	
				H25	H26	H27	H28	H29		
(1) 情報提供の充実	ア 市民公益活動ガイドブック等の発行	市民公益活動団体データベースを構築し、そのデータベースをもとに市内で活動する市民公益活動団体の情報を広く市民に提供する。	平成25年度から市のHP上に、NPO法人等の情報を掲載している。ガイドブックについては、他市の事例を参考に引き続き検討する。	一部 実施済			検討			くらし安全課
	イ 既存の広報媒体の見直し	市の広報への情報掲載が特に有効なことから広報掲載による効果的な情報発信について検討する。また、駅掲示板の掲示許可申請についての見直しを行う。	平成25年度から駅掲示板の許可申請方法の見直しを行い、従来の窓口でのほか、電子メールでの申請を実施している。	実施済						企画課 契約管財課 くらし安全課
	ウ 市民公益活動支援サイトの創設	情報が一元的に発信できるよう市内で活動している団体の情報が一覧できるサイト開設等について検討する。	平成25年度から市のHP上に、NPO法人等の情報を掲載している。	実施済						企画課 くらし安全課
	エ イベントの活用	北本まつり等多くの市民が集まるイベント会場内に市民公益活動団体紹介スペースを設置する。	みどりのフェスタ、さくらまつり、菊祭りなどのイベントで、NPO法人の活動をPRするブースを設置している。	実施済						くらし安全課 関係課
(2) 講座・啓発事業の開催	ア 市民公益活動入門講座の開催	まちづくりに参加するためのきっかけづくりを目的に、市民公益活動の入門講座等を開催する。	平成26年度に社会貢献活動入門講座～地域・自分の未来のための活動～を実施した。	実施済						くらし安全課
	イ 小中学生のボランティア活動体験の拡充	小中学生のボランティア活動の拡充を図る。	社協と市内小中学校が連携し、夏休みボランティア体験プログラムを実施している。	実施済						くらし安全課 学校教育課
	ウ NPOフェスタ等の開催	市民公益活動団体の活動を広く市民に紹介するためのフェスティバルやコンテスト等のイベントの開催について、市民公益活動団体と協議する。また、事例発表会の開催を検討する。	平成26年度から、庁舎ホールでNPO法人の活動内容を紹介するパネル展を実施している。	実施済						くらし安全課 全課
	エ 団体表彰制度の創設	継続的な市民公益活動を称え、広く市民にその活動を周知するため、表彰制度の創設について検討する。	市の表彰規定の活用を引き続き検討する。				検討中			秘書課 くらし安全課 全課

2 市民公益活動の環境整備										
推進施策		内 容	施策の実施状況	進捗状況					推進課	
				H25	H26	H27	H28	H29		
(1) 活動場所の提供	ア 公民館貸出制度の見直し	各公民館の会議室や研修室の利用について、市民公益活動団体がより使用しやすいよう、貸出制度の見直しを行う。	指定管理者制度導入後、受付時間、貸出時間ともに延長している。	実施済					くらし安全課 生涯学習課	
	イ NPO/SOHOオフィスの設置	活動拠点のない市民公益活動団体やSOHO事業者を対象としたブースタイプの事務スペースの提供について検討する。	NPO法人情報交換会でオフィスの設置について引き続き検討を行う。		検討中					くらし安全課 産業振興課
	ウ 北本市市民公益活動支援コーナーの充実	北本市市民公益活動支援コーナーを、より有効に市民公益活動の情報が提供でき、かつ、団体の活動拠点ともなるよう改善を図る。	平成26年に、コミュニティセンターから移転し、団体情報の掲載等を行い、より充実したものとしている。		実施済					くらし安全課
(2) 庁内支援体制の整備	ア 専門相談窓口の開設	市民公益活動支援専門相談窓口を開設するとともに、窓口で専門的知識を持つ相談員を配置して、部署間が連携して市民公益活動を支援できるよう取り組む。	市民の公益的な活動を支援する窓口として、協働推進課(現:くらし安全課)を位置付け、担当職員の専門性を確保するため、NPOに関する研修等に積極的に参加している。	実施済					総務課 くらし安全課	
	イ 職員研修の実施	職員の意識改革を進め、自ら市民と共にまちづくりを進めていこうという意欲ある職員を育成するための研修を実施する。	部課長及び推進員を対象として市民との協働についての研修を実施している。	実施済					総務課 くらし安全課 全課	
	ウ 自治基本条例推進員の配置(既設)	北本市自治基本条例推進員に対し、市民公益活動推進の必要性について更なる意識付けを図る。	年度当初に各課に推進員を配置し、職員研修を通じて意識付けを図っている。	実施済					くらし安全課 全課	

3 市民公益活動団体の自立支援									
推進施策	内容	施策の実施状況	進捗状況					推進課	
			H25	H26	H27	H28	H29		
(1) 人材育成の支援		市民公益活動団体のスタッフ向けに、スキルアップ講座開催の検討やNPO等が開催する講座の情報提供を行う。	県等からの講座や補助金等の情報提供を今後実施する予定。			検討	実施予定		くらし安全課
(2) 人材活性化の支援	ア ボランティア登録制度の充実	社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターで実施しているボランティア登録について、その制度をPRし、更なる市民公益活動の充実を図る。	平成27年度から市民公益活動支援コーナーにおいて、月に1回ボランティア相談を実施している。			実施済			くらし安全課 福祉課
	イ 人材バンクの創設	ボランティアセンターのボランティア登録と連携させた市民公益活動に必要な人材の紹介ができるようなシステムの構築について検討する。	ボランティアセンターのボランティア登録との連携を図り、登録者に対し市民公益活動団体の情報提供を行うことを検討している。			検討中			くらし安全課 福祉課 生涯学習課
(3) 活動資金の支援	ア 公募型補助金制度の充実	市民公益活動団体が自ら企画し、実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助する「北本市公募型(提案型)補助金」の充実を図る。	募集・審査の時期を見直し、前年度に募集・審査を行い、補助対象事業の実施を年度当初から可能とすることで、利用しやすい制度として改善を図っている。	実施済					くらし安全課
	イ 寄付制度の創設	市民公益活動支援基金の創設を念頭に寄付制度の創設について検討する。また、ふるさと納税制度と連動した制度として整備できないか併せて検討する。	市民公益活動の機運の高まりを見極めながら、引き続き検討する。			検討中			企画課 財政課 くらし安全課
(4) NPO法人認証取得の支援		特定非営利活動法人の認証取得を目指す団体に対して、的確な相談ができるよう専門相談員を配置した相談窓口を開設し、団体の認証取得に向けた取組みを支援する。	平成26年度にNPO法人設立マニュアルを作成した。当マニュアルに従い、NPO法人の認証取得を目指す団体の取組み支援を行う。			実施済			くらし安全課

4 市民公益活動のネットワーク形成									
推進施策		内 容	施策の実施状況	進捗状況					推進課
				H25	H26	H27	H28	H29	
(1) 市民公益活動団体の交流促進		市民公益活動団体の交流会を開催し、市内で活動する団体間が主体的に情報交換する取組みを促進する。	NPO法人情報交換会を毎年開催し、協働事業提案制度や駅掲示板等の紹介や意見交換を行っている。	実施済					くらし安全課 関係課
(2) 団体間連携の促進	自治会・地域コミュニティ委員会との連携	地域の活動とNPOやボランティアなどが行う市民公益活動を平行して促進するため、両者が連携できるような取組みを進める。	自治会、企業、市民公益活動団体と連携した環境美化活動の実施を検討している。			検討中			くらし安全課
	イ 企業との連携	企業と市民公益活動団体が交流できるような場の設定について検討する。	平成26年度に企業へ公益活動に関するアンケート調査を実施した。NPO法人と交流をしても良いという企業に対しては、情報交換会への参加を検討する。		一部実施済				くらし安全課 産業振興課
(3) 中間支援組織の設立支援		市だけが市民公益活動団体を支援するのではなく、市民公益活動を支援する市民公益活動団体が生まれる環境を目指し、その取組みを支援する。	市民公益活動の機運の高まりを見極めながら、引き続き検討する。			検討中			くらし安全課
(4) 市内連携組織の設置		市民公益活動が支援できるよう市内連携組織として、北本市協働推進等市内委員会を設置する。	協働推進等市内委員会を設置し、本計画の年度別進行計画の策定を行った。	実施済					くらし安全課 全課

北本市自治基本条例審議会委員 名簿

(敬称略・順不同)

◆第1号委員(自治会その他のコミュニティの活動に携わる者) 2名

NO	氏 名	備 考	新任・再任
1	たかおか てるお 高岡 輝夫	北本市自治会連合会(団体推薦)	再任
2	うしやま たけひこ 牛山 武彦	北本市コミュニティ協議会(団体推薦)	再任

◆第2号委員(ボランティアその他の公益的活動に携わる者) 5名

NO	氏 名	備 考	新任・再任
1	しばた たつお 柴田 辰雄	北本市ボランティア連絡会(団体推薦)	再任
2	みやはら すずよ 宮原 鈴代	北本市内のNPO法人(北本市手をつなぐ育成会)	再任
3	あさの しょうはち 浅野 昭八	市民会議等(北本市ごみ減量等推進市民会議)	再任
4	ふくしま ひさこ 福島 久子	北本市商工会(団体推薦)	再任
5	とおい みちこ 遠井 美智子	北本市社会福祉協議会(団体推薦)	再任

◆第3号委員(公募による市民) 1名

NO	氏 名	備 考	新任・再任
1	えんどう ふみお 遠藤 文男		新任

◆第4号委員(知識経験者) 1名

NO	氏 名	備 考	新任・再任
1	さとう たけし 佐藤 洸	元埼玉県立上尾高等学校長 現埼玉県立北本高等学校評議員	再任

任期 平成28年7月1日～平成30年6月30日(2年)

関連規則及び条例

○北本市自治基本条例審議会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）第26条の規定に基づき、北本市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）自治会その他のコミュニティの活動に携わる者
- （2）ボランティアその他の公益的活動に携わる者
- （3）公募による市民
- （4）知識経験者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○北本市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第21条 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された執行機関の附属機関及び実施機関が設置したこれらに類する機関（以下「附属機関等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- （1） 法令等又は附属機関等の会議規則に特別の定めがあるとき。
- （2） 会議の審議等の内容が、非公開情報に該当するとき。
- （3） 会議を公開することにより、当該会議の公正、円滑な運営が著しく阻害され、当該会議の目的が達成されないと認められるとき。

2 会議の公開に関し必要な事項は、実施機関が定める。

○北本市附属機関等の会議の公開に関する規則（抜粋）

（公開・非公開の決定）

第2条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。

（会議資料の閲覧）

第5条 会議に提出された資料は、当該会議に諮り、その同意を得た上で、傍聴人に閲覧させることができる。ただし、当該資料に条例第7条に規定する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときは、この限りでない。

○北本市市民参画推進条例（抜粋）

（市民参画の対象）

第6条 市民参画の対象となる施策（以下「対象施策」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1） 市の基本構想及びこれを実現するための計画その他基本的な事項及び方針を定める計画の策定又は重要な改定
- （2） 市の基本的な制度又は方針を定める条例の制定又は改廃
- （3） 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
- （4） 公共の用に供される大規模な市の施設の整備に係る基本的な計画の策定又は重要な改定
- （5） 前各号に定めるもののほか、市長等が特に市民参画を求める必要があると認めるもの

（市民参画の実施）

第7条 市長等は、対象施策を実施するときは、次に掲げる方法のうち、1以上の方法を選択し、適切かつ効果的であると認められる時期に市民参画を求めなければならない。

- （1） 附属機関等の開催による方法
- （2） ワークショップの開催による方法
- （3） 市民説明会の開催による方法
- （4） アンケートの実施による方法

2 市長等は、市民参画を求めたときは、その記録を作成し、公表しなければならない。

（市民参画手続の周知）

第9条 市長等は、対象施策を実施しようとするときは、市民に対し市民参画の手続の実施時期、対象施策が定められるまでの手順その他必要な事項について、周知しなければならない。

（市民参画手続の実施予定及び実績の公表）

第10条 市長は、当該年度の市民参画の手続の実施予定及び前年度の市民参画の手続の実績を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により市民参画の手続の実施予定及び実績を公表したときは、北本市市民参画・協働推進審議会に報告しなければならない。

○北本市協働推進条例（抜粋）

（協働事業の提案）

第6条 市長等は、市民等に協働事業を提案することができる。

2 市民等は、市長等に協働事業を提案することができる。

3 前項の規定により提案する協働事業は、基本構想及びこれを実現するための計画に即し、かつ、協働事業の目的及び効果並びに当該協働事業を実施するための方策等が明確にされたものでなければならない。

（登録）

第7条 前条第2項の規定により協働事業を提案しようとする市民等は、あらかじめ、市長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、登録の可否を決定するとともに、当該申請をした市民等に通知しなければならない。

（協働事業の採択）

第8条 市長等は、第6条第2項の規定により協働事業が提案されたときは、当該協働事業について、市民等と協議し、必要に応じ北本市市民参画・協働推進審議会に諮問するとともに、中長期的な財政の見通し等に照らし、当該協働事業の採択の可否を決定しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、当該決定に係る協働事業に携わる市民等に通知するとともに、次に掲げる事項（提出された提案を公表し、又は公にすることにより個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがあるものを除く。）を公表しなければならない。

（1） 提出された提案の内容（整理又は要約をしたものを含む。）

（2） 提出された提案の採択の可否及びその決定をした理由

（協定の締結）

第9条 市民等及び市長等は、協働事業の実施に際しては、相互の役割、協働事業を実施する期間その他協働事業の実施に際し必要な事項について協定を締結しなければならない。

すすめよう！

市民主役のまちづくり

平成22年4月1日

「北本市自治基本条例」が施行されました



北本市
kitamoto city

自治基本条例って何だろう？



市民が主役となってまちづくりを進めるためのルールです

「まち」はそこに住む人のためにあるものです。つまり、北本市は、北本市に住む住民のためにあります。

北本市をより暮らしやすい「まち」にしていくためには、北本市に住むみなさんが、自分が住む「まち」に関心を持ち、自分の住む「まち」を良くしていこうという気持ちを持っていただくことが重要であると考えます。

その意味からも「まち」の主役は北本市に住む皆さん自身なのです。

自治基本条例は、市民が主役となってまちづくりを進めるために必要な基本的ルールを定めたものです。



どうして自治基本条例をつくったの？



みんなの力で地域の問題を解決していくためです



「北本市自治基本条例」はどうやってつくったの？



市民参加により、市民の議論の中でつくられた条例です



自治基本条例ができると何が変わるの？



まちづくりの主役である市民の参加を促進して市役所の仕事の進め方を変えていきます





北本市自治基本条例の概要をお知らせします

この条例を制定する趣旨は、「まちづくりをみんなの力で進めていく」ために必要な事項を定めるためのものです。

条例全体を示すものとして前文を設け、その目的を【第1条】に記載しています。

条例の位置づけ

この条例は、北本市のまちづくりにおける基本的な事項を定めるものであるため、北本市の市政は、この条例の考え方の下に運営される必要があります。法規上、条例には上下関係はないものの、この条で「北本市におけるまちづくりの最高規範」【第2条】として規定することにより、この条例の制定趣旨が北本市のすべての条例、規則、計画等に反映される形にしました。

まちづくりの基本原則

まちづくりへの参加 と市政への参画

まちの主人公は市民のみな
さんです。
自分たちの住むまちを良く
していこうというまちづく
り活動を支援するとともに
市政への参画の機会を保障
します

情報の共有

市民の皆さんが主役のま
ちづくりを進めるため
にはまず、みなさんがまち
づくりに興味を持ち、必要
なまちづくりの情報が手
に入る環境を整備するこ
とが重要です



協働による まちづくり

協働とは「対等な立場で共通
の目標に向かってともに取
組むこと」を言います。こ
れからは行政のみならず
北本市に関わりのある
すべての人が協力し合
って、より良いまちづく
りを進めていく必要があ
ります

まちづくりの基本原則【第4条】を

①「情報共有」、②「参加・参画」、③「協働」の三原則としました

まちづくりの主体

一方、私たち市民には、「行政サービスに伴う負担の義務」と「市民相互に連携する努力義務」があるわ

市民の権利及び責務

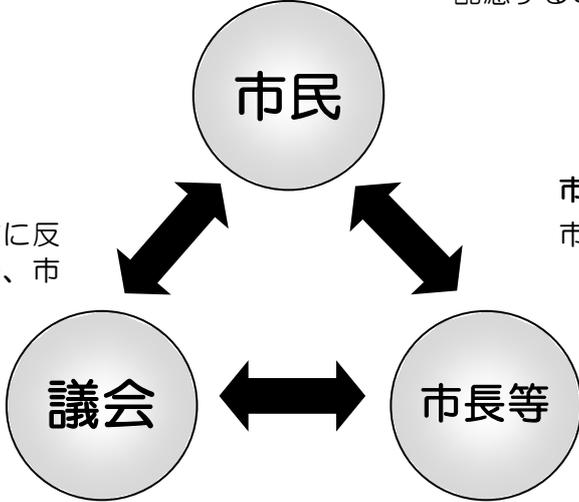


僕たち市民には「市政に関する情報を知る権利」と「市政に参画する権利」、「行政サービスを等しく受ける権利」があるよ

また、事業者には、市民の一員としてまちづくりへの理解と協力が求められ、地域社会との調和を図る努力義務があるほか、事業を実施する際には、住環境に配慮することが求められます。【第5条】

議会の責務

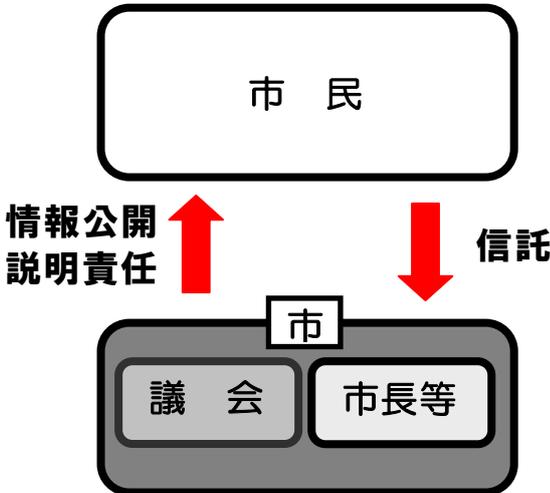
議会は、市民の意思が市政に反映されるように努めるほか、市政運営の監視機能を高め、市民の福祉の増進に努めます。
また、議会の情報を市民に分かりやすく説明するなど、開かれた議会運営に努めます。【第6条】



市長の責務

市長は、市民、議会、市長等がまちづくりの情報を共有するように努めます。
また、市が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程への市民参加を保障するとともに、市民との協働を推進しなければなりません。【第8条】

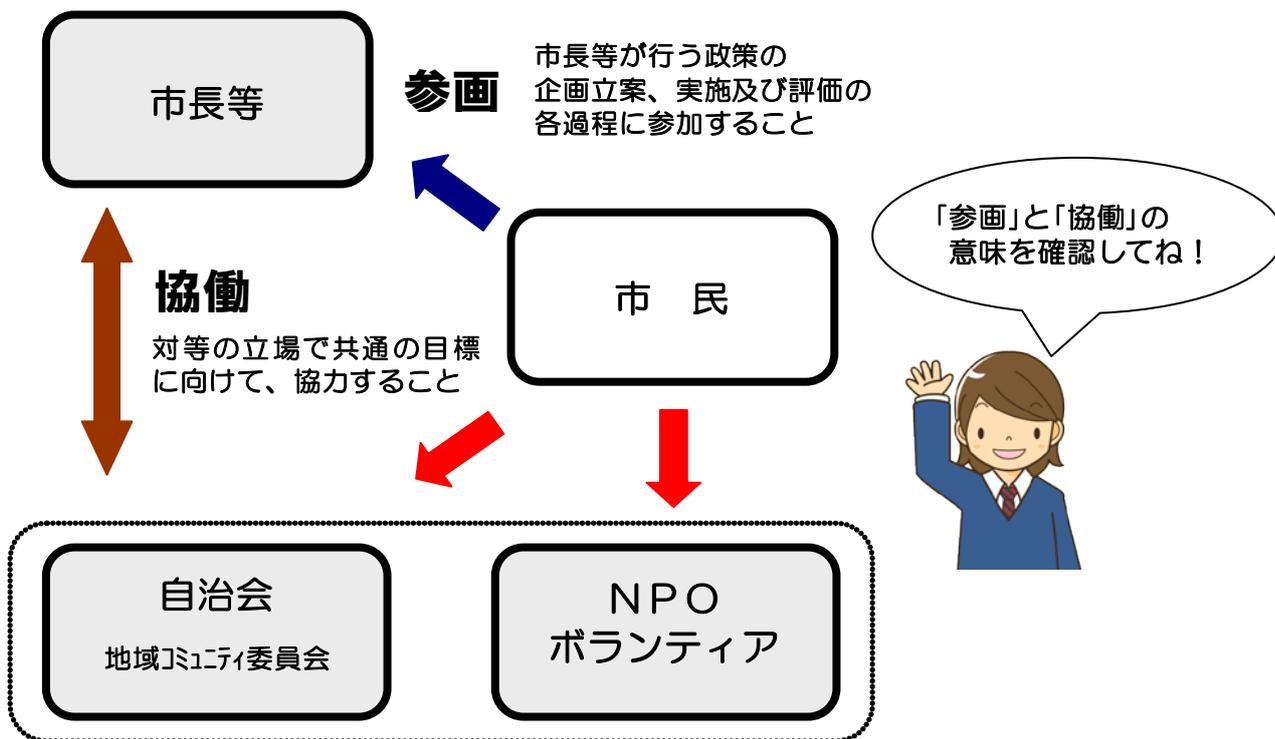
市政運営



- 市政運営の基本となる総合計画は市民参加を得て策定します。【第11条】
- 行政評価を実施し、その結果について公表するとともに、市民が意見を述べる機会を設けます。【第12条】
- 行政手続を適正に行います。【第13条】
- 政策の企画立案、実施及び評価について説明責任を果たします。【第14条】
- 健全な財政運営を行うとともに、財政状況や財産の保有状況を分かりやすく公表します。【第15条】



参画と協働



※「市民参画」と「市民と市との協働」の推進に関する必要な事項については「市民参画推進条例」や「協働推進条例」を別に定め、その推進方法を細かく規定します。【第18条】

条例の検証と見直し 等

自治基本条例は制定することが目的ではなく、制定した自治基本条例の考えに基づいたまちづくりを進めていくことが大切です。このため、今後は、市民参画をどのように進めていくのか、市民と市との協働のまちづくりはどう進めていくのか、あるいは市民の公益活動をどう促進していくのか等について、市民参画で検討していきます。

北本市自治基本条例では、市長の附属機関として「北本市自治基本条例審議会」を設け、条例の適切な運用と条例の見直しについて調査審議することを規定しています。【第26条】

北本市自治基本条例は
平成22年4月1日に施行されました



北本市自治基本条例

平成22年4月1日施行

私たちのまち北本市は、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に走り、西端には、かつて当地と江戸を結ぶ舟運が発達した荒川が流れるまちです。

先人たちは、その中山道や荒川、現在に残す雑木林等、恵まれた立地条件と自然環境のなかで、知恵と工夫と努力により、日々の生活を営みながら、歴史と文化と豊かな自然を現在に残してきました。

今、地方分権の時代を迎え、私たちには、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという自治の理念の下に、市民主権の地方自治を確立することが求められています。

そのためには、市民はまちづくりの主役となり、自らの責任においてまちづくりに参加し、市は開かれた市政の確立と市民の参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市とが情報を共有し、協働してまちづくりを進める必要があります。

このような認識の下に、私たちは、北本市における住民自治を確立し、豊かな自然と歴史的文化遺産を次世代へと引き継ぎ、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、北本市におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、まちづくりの主役である市民の権利及び責務、議会及び市長等の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、まちづくりに関する市民の参加並びに市民及び市の協働の推進を図り、もって誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現することを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、北本市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。
- (4) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (5) 参画 市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう。
- (6) 協働 対等の立場で共通の目標に向けて協力することをいう。

第2章 まちづくりの基本原則

第4条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

- 2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。
- 3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。
- 4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

第3章 まちづくりの主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利及び責務)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利、参画する権利及び行政サービスを等しく受ける権利を有する。

- 2 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。
- 3 市民は、市民相互の連携に努めるものとする。
- 4 事業者は、まちづくりに関し理解及び協力をするとともに、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。
- 5 事業者は、事業を行うに当たっては、住環境に配慮し、市民が安心して住むことができるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

第2節 議会

(議会の責務)

第6条 議会は、北本市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。

- 2 議会は、市政運営への監視機能を高めるとともに、市民の福祉の増進に努めなければならない。
- 3 議会は、議会に関する情報を市民に分かりやすく説明する責務を有するとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

第7条 議員は、住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

第3節 市長等

(市長の責務)

第8条 市長は、第4条に規定する基本原則にのっとり、この条例の目的の達成のために必要な施策を講じなければならない。

- 2 市長は、北本市の代表者として住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。
- 3 市長は、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を構築しなければならない。
- 4 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

(他の執行機関の責務)

第9条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同等の責務を負い、他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、常に研鑽(さん)に努めるとともに、職員相互に連携し、及び協力しなければならない。
- 3 職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

第4章 市政運営

(総合計画等)

第11条 市は、第4条に規定する基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

(行政評価)

第12条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させるよう努めなければならない。

2 市長は、行政評価の結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見を述べるができる機会を設けなければならない。

(行政手続等)

第13条 市長等は、処分その他の行政手続について、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護しなければならない。

2 処分その他の行政手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

3 市長等は、違法性や不当性の事実を確認したときはその是正に努めなければならない。

(説明責任)

第14条 市長等は、政策の企画立案、実施及び評価に当たり、その内容、必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(財政運営及び財産管理)

第15条 市長は、中長期的な財政の見通しの下に、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、財源の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。

3 市長等は、北本市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

4 市長は、財政状況及び財産の保有状況を分かりやすく公表しなければならない。

第5章 情報共有

(情報の公開及び発信)

第16条 市は、市政に関する市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。

2 市が保有する情報の公開に関し必要な事項については、別に条例で定める。

3 市は、市民の参画及び市民との協働によるまちづくりを推進するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。

(個人情報保護)

第17条 市は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政運営を確保し、市民の基本的な人権を擁護しなければならない。

2 個人情報の適正な取扱い及び市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等に関し必要な事項については、別に条例で定める。

第6章 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第18条 市長等は、市民の参画を推進しなければならない。

2 市は、市民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

3 市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。

(附属機関等の委員の選任)

第19条 市長等は、附属機関及びこれに類するものの委員の選任をするときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(パブリック・コメント手続)

第20条 市長等は、重要な計画の策定及び条例の制定に係る案について、パブリック・コメント手続を実施し、市民が意見を述べるができる機会を保障しなければならない。

2 パブリック・コメント手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

(意見、要望等への対応)

第21条 市長等は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(コミュニティの活動の支援)

第22条 市長等は、地域に根ざした自治会その他のコミュニティの活動の役割を認識し、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

(公益的活動の支援)

第23条 市長等は、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めなければならない。この場合において、市長等の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。

(住民投票)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住民投票を実施するものとする。

(1) 法令の定めるところにより、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。

(2) 法令の定めるところにより、議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。

(3) 市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。

2 住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じ、前項の条例で定める。

3 市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 他団体との連携及び協力

第25条 市は、共通する課題の解決のため、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

第8章 実効性の確保

(北本市自治基本条例審議会)

第26条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、北本市自治基本条例審議会を設置する。

2 北本市自治基本条例審議会は、市長の諮問に応じるもののほか、当該審議会の長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) この条例の適切な運用に関すること。

(2) この条例の見直しに関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長及び当該審議会が必要と認める事項に関すること。

(この条例の検証及び見直し)

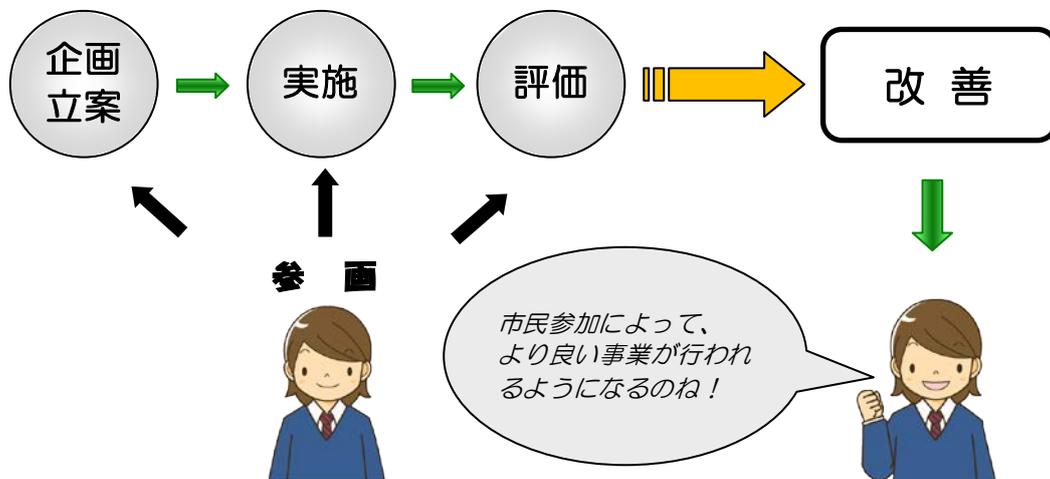
第27条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、及び見直ししなければならない。

北本市自治基本条例では、まちづくりの主役が「市民」であることを明らかにし、まちづくりの基本原則を「情報の共有」、「市民のまちづくりへの参加と市政への参画」、「市民と市との協働」として定め、『誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち』を市民、議会、行政の三者が協力しあってつくっていくことを宣言しています。



市民の皆さんが市政へ参画しやすくするためには、市政に関する情報を、誰にでもわかりやすく確実に提供することが必要です。また、市民の皆さんが身近なまちづくり活動に参加するには、より多くの市民活動情報を共有していくことが大事であると考えます。

そのため市では、市政に関する情報をより広く発信していくとともに、市民が行うまちづくりの活動に関する情報についてもみんなで共有できるシステムを構築していく必要があると考えています。



市政運営にあたっては、政策の企画立案、実施、評価の各過程への市民参加の機会を保障することによって、より市民の意思が反映され、市民が望むまちづくりを目指していきます。

すすめよう！市民主役のまちづくり

～平成22年4月1日施行 北本市自治基本条例

平成22年1月初版発行（平成24年11月第2版発行、平成28年4月第3版発行）

編集・発行：北本市企画財政部企画課

〒364-8633 北本市本町1-111 直通電話 048-594-5516

E-mail a02200@city.kitamoto.saitama.jp